

虐待防止・身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人とねの会 くれーるT o N e

令和5年7月1日 施行

1 基本方針

当法人が運営する障害児通所支援事業においては、障害者基本法の目的である「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊敬されるものである」との理念に基づき、子ども本人の最善の利益を考慮した支援を行うために、利用者に対する虐待の禁止・予防・早期発見のための措置及び身体拘束適正化の指針等を定め、その実施に努めることとする。

2 虐待防止のための指針

(1) 虐待防止委員会の設置

年に1回虐待防止委員会を開催し、虐待防止のモニタリングや、不適切な対応事例発生後の検証と再発防止策の検討、その他虐待に関する職員研修を実施する。本委員会の統括管理責任者は管理者とし、実施する担当者は児童発達管理責任者とする。

(2) 虐待防止研修に関する基本方針

虐待防止の徹底を図るために、従業員に対し、虐待防止の研修を定期的（年に1回以上）に実施するとともに、職員の新規採用時にも実施する。本研修に関する研修プログラムについては、虐待防止委員会が作成する。

(3) 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

虐待又はそれに類した不適切な行為を発見した従業員は、速やかに管理者に報告する。報告を受けた管理者は事実確認を行い、事実であると確認された場合には直ちに羽生市及び虐待を受けた利用児の支給決定市町村の虐待担当窓口に通報する。なお、虐待を発見・報告した従業員、市町村に通報した従業員について、不利益な取り扱いを行わない。緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待児の権利と生命の保全を最優先にする。

羽生市虐待通報窓口	
羽生市市民福祉部社会福祉課 障がい福祉係	TEL: 048-561-1121
虐待対応	
虐待防止に関する責任者	管理者（虐待者が管理者本人であった場合は理事長）
苦情解決体制	
苦情・相談受付担当者	児童発達管理責任者
苦情・相談解決責任者	管理者

※ その他、第三者委員、市町村、県運営適正化委員への相談も可能。

3 身体拘束等の適正化のための指針

サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。以下、当事業所における身体拘束等の適正化のため、本指針を定める。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置

年に1回身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、身体拘束が行われた事例の検討と、再発防止のための対応改善を検討する。委員長は管理者とし、委員会で検討した内容については記録・保管し、従業員に内容を周知、徹底することとする。

（２）身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針

身体拘束等の適正化の徹底を図るために、従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年に1回以上）に実施するとともに、職員の新規採用時にも実施する。本研修に関する研修プログラムについては、身体拘束適正化検討委員会が作成する。

（３）事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

必要な手続きを経て実施するもの以外の身体拘束等の事例を発見した従業員は、速やかに管理者に報告する。報告を受けた管理者は、直ちに羽生市及び身体拘束等を受けた利用児の支給決定市町村の虐待担当窓口に通報する。なお、身体拘束等を発見・報告した従業員、市町村に通報した従業者について、不利益な取り扱いを行わない。

（４）事業所内でやむを得ず身体拘束等を行う場合の対応に関する基本方針

緊急やむを得ない場合に該当する3要件（すべて満たすことが必要）	
① 切迫性	利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
② 非代替性	身体拘束以外に代替する方法がないこと
③ 一時性	身体拘束は一時的なものであること

事業所内でやむを得ず身体拘束等を行う場合、上記の3要件について委員会で検討し、安易に行うことのないよう、複数の従業員で慎重に判断する。

身体拘束等を行う場合には、利用者の個別支援計画に身体拘束等の様態およ

び時間、緊急やむを得ない理由を記載することとする。また、当該個別支援計画について、適宜利用者本人や家族に十分に説明を行い、了解を得ることとする。

ただし、予見できない突発的な事情等により、上記によらず身体拘束等を行った場合には、事後速やかに利用者本人や家族への説明を行い、説明日時、説明者、相手方、説明内容等を記録することとする。

身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、サービス提供した日から5年間保管することとする。

4 利用者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者又はその家族や関係機関が閲覧できるよう事業所内に掲示する。

5 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

本指針に定める事項以外にも、障害者虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、虐待防止及び身体拘束等の適正化の推進に取り組むこととする。